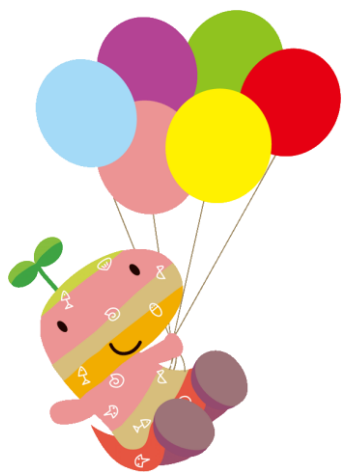


丹波市

新総合事業説明会

(通所介護事業所向け)

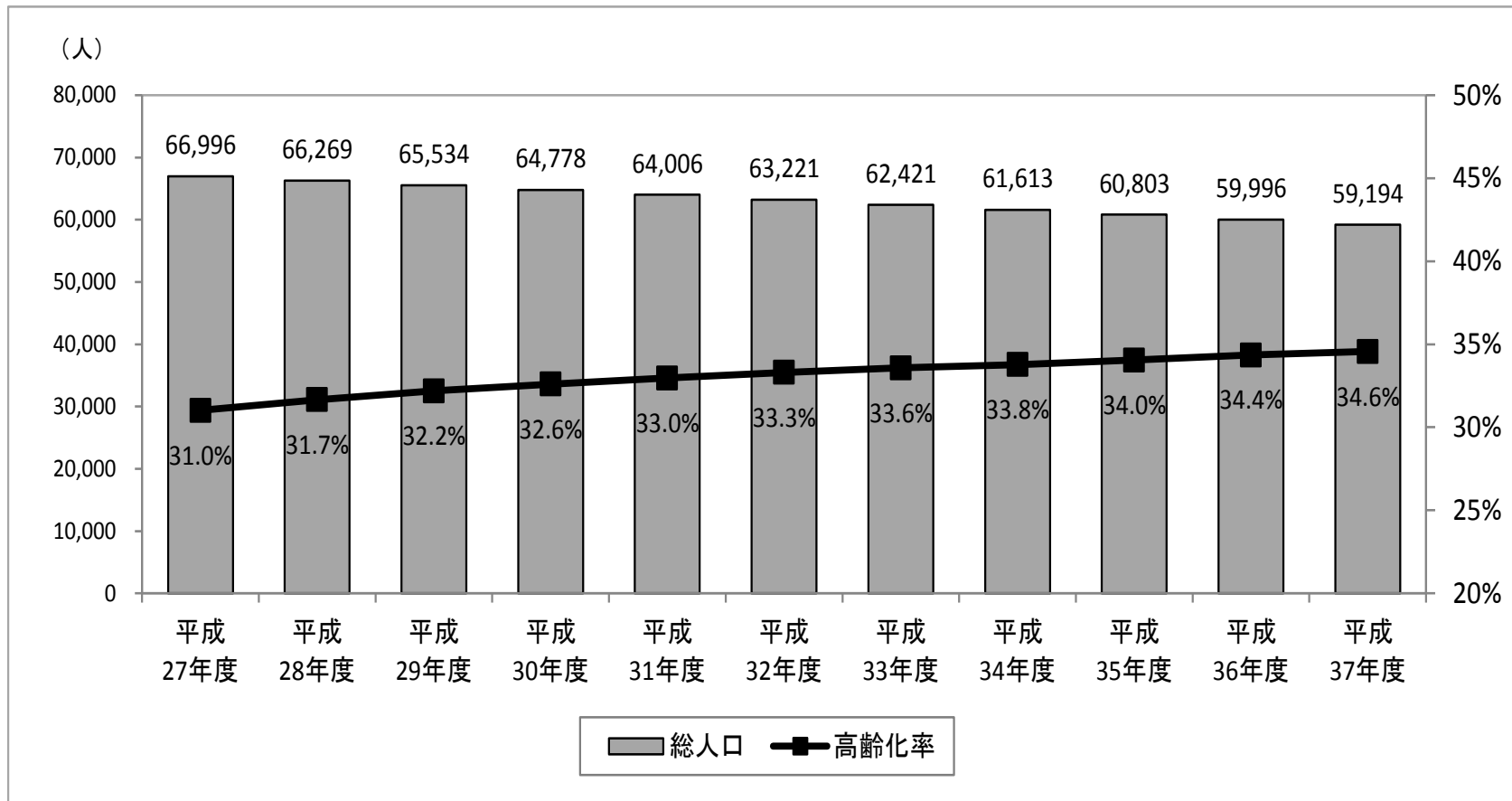


平成27年9月16日(水)
午後7時～8時30分
ハートフルかすが 大会議室

丹波市介護保険課

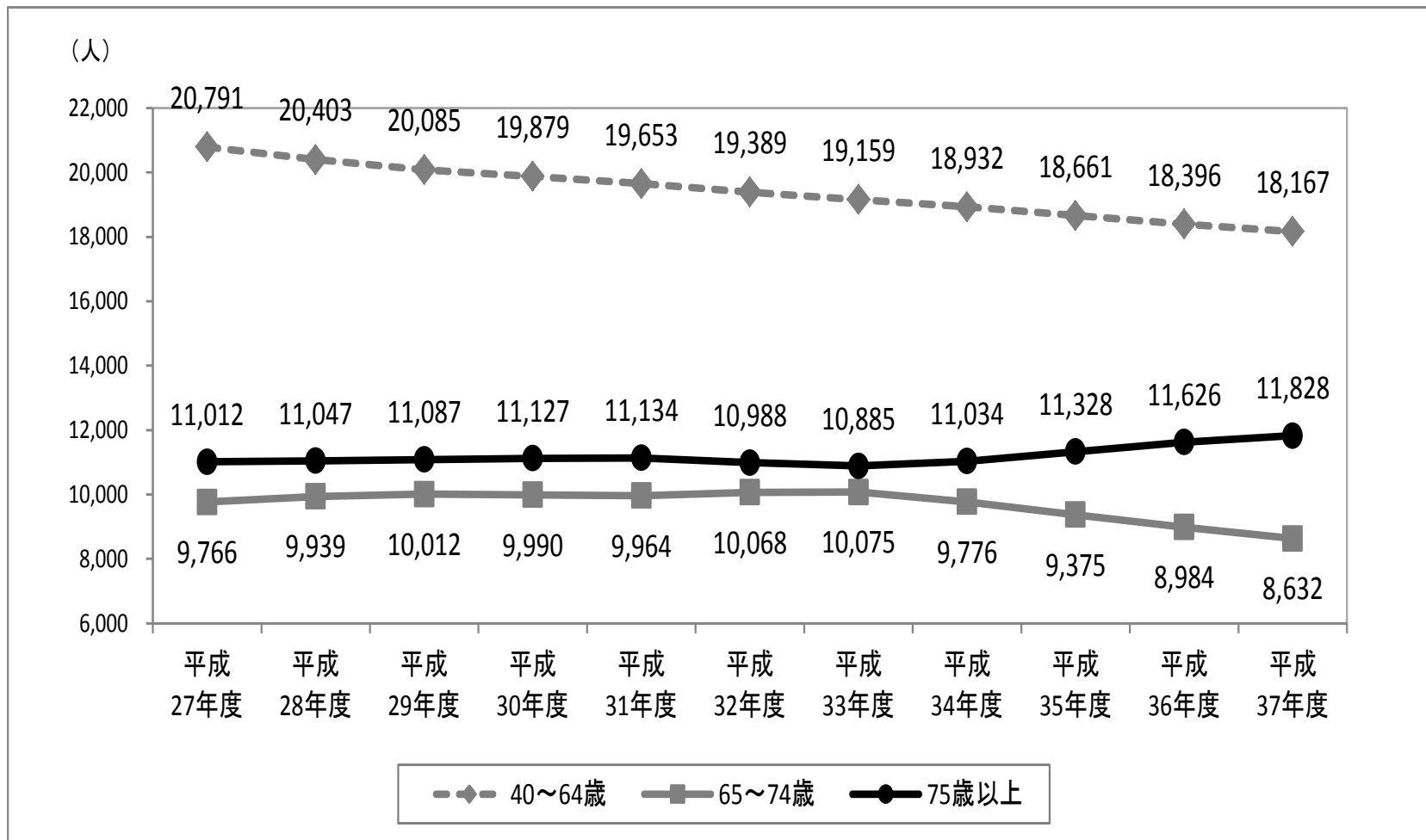
丹波市の現状 ～第6期介護保険事業計画から～

◆総人口の推計



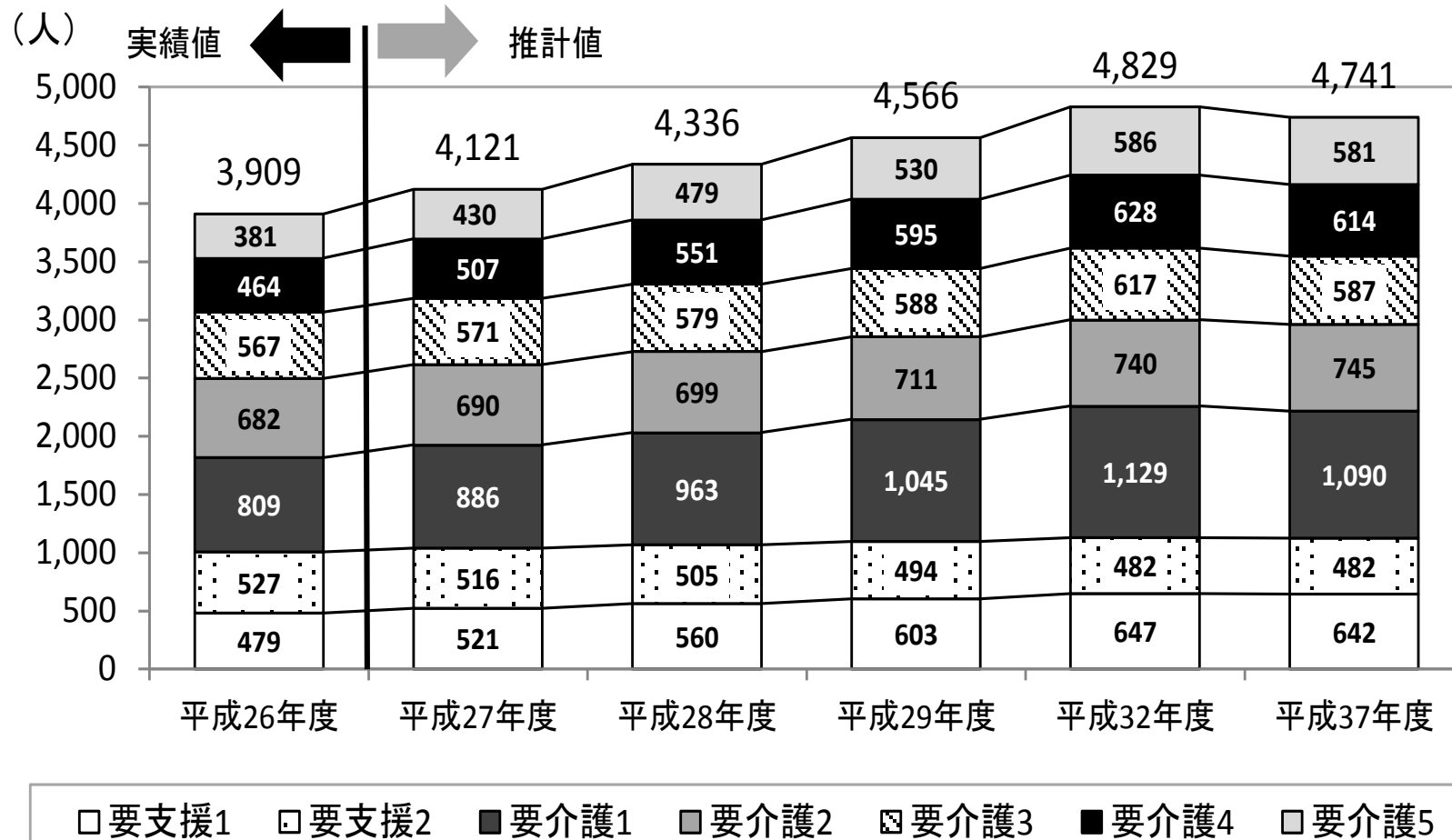
※ 各年度9月末時点(年度の中間月)の推計

◆被保険者の推計



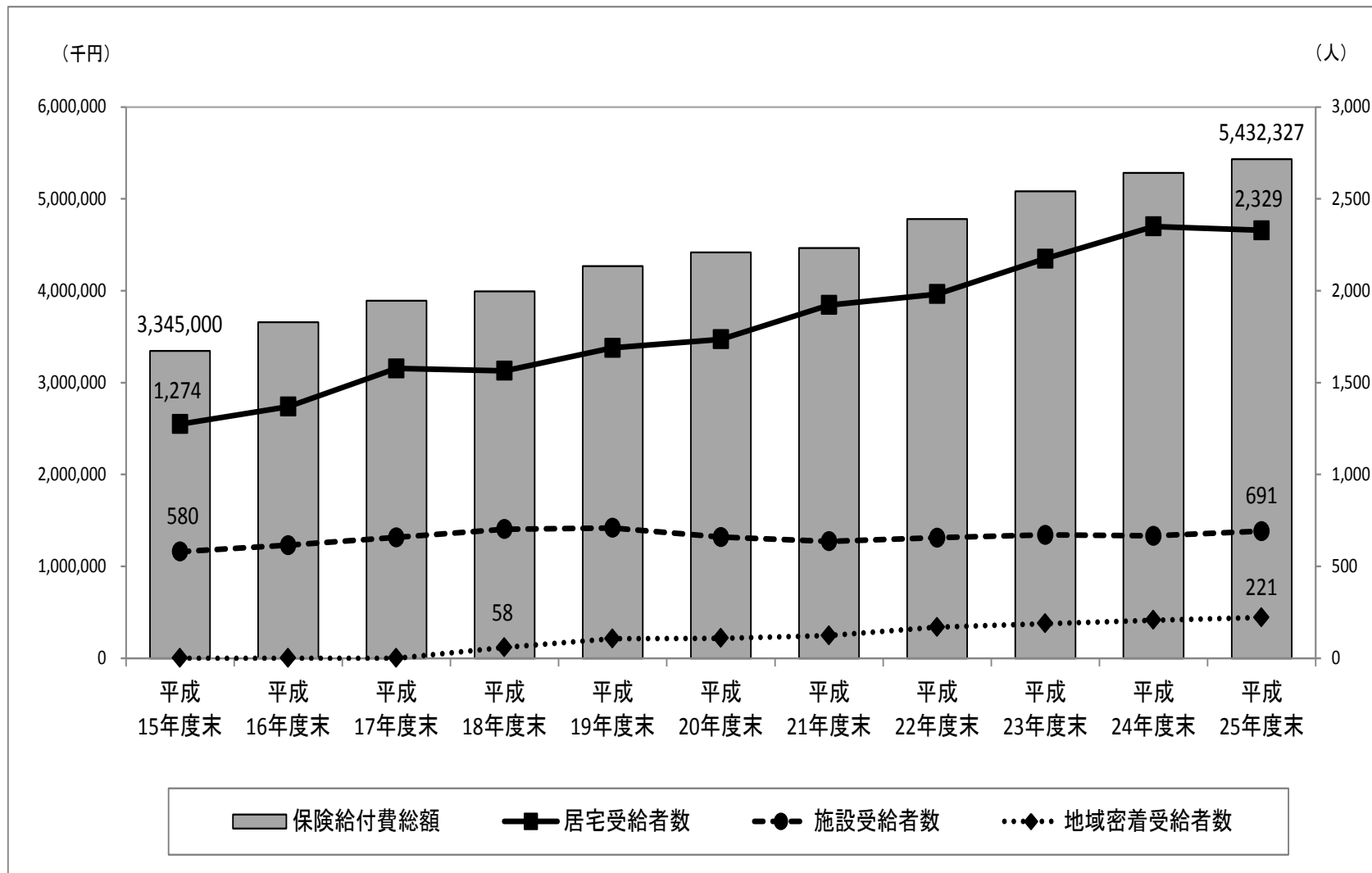
※ 各年度9月末時点(年度の中間月)の推計

◆ 要介護認定者の推計

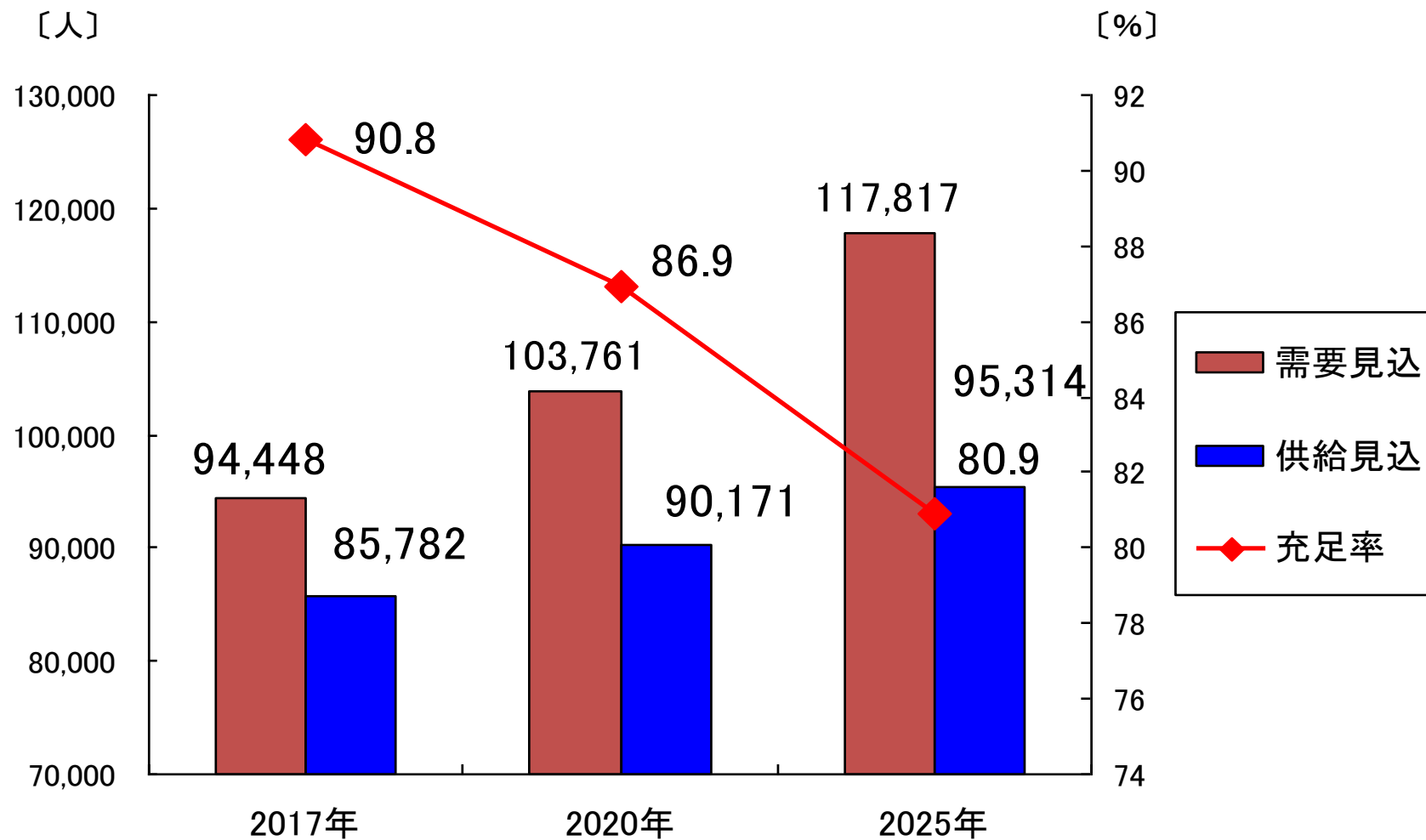


※ 各年度9月末時点(年度の中間月)の推計

◆介護保険事業費（給付費）の推移



◆介護人材にかかる需給推計（兵庫県）



出典：厚生労働省『2025年に向けた介護人材に係る需給推計(確定値) 平成27年6月』

介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
 - * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) 背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】
 国 25%
 都道府県 12.5%
 市町村 12.5%
 1号保険料 21%
 2号保険料 29%

【財源構成】
 国 39.5%
 都道府県 19.75%
 市町村 19.75%
 1号保険料 21%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多
 様
 化

充
 実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)
 ○介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○一般介護予防事業

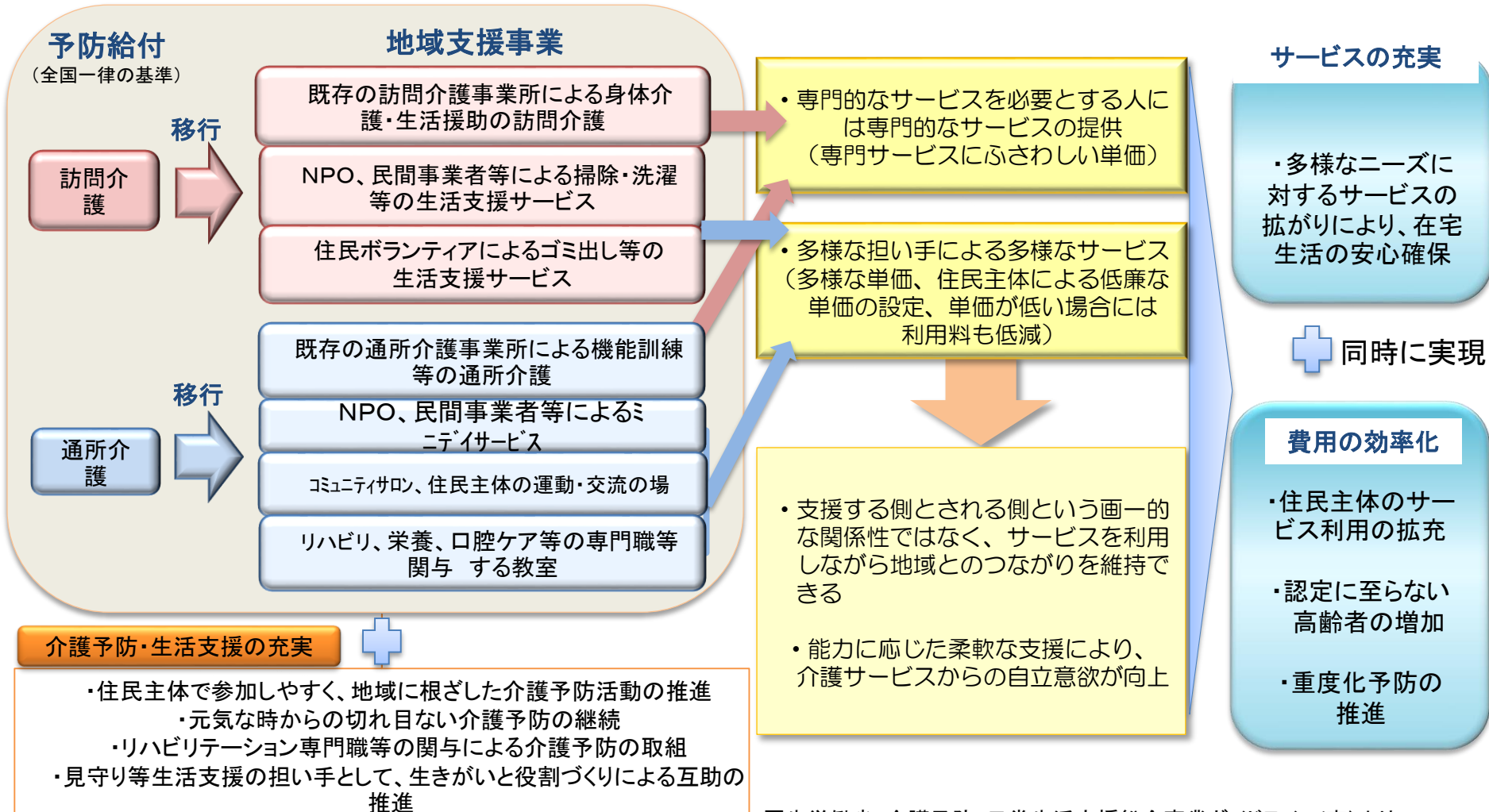
包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
 ○**在宅医療・介護連携の推進**
 ○**認知症施策の推進**
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
 ○**生活支援サービスの体制整備**
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

地域支援事業

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



介護予防
訪問介護

と

介護予防
通所介護

が

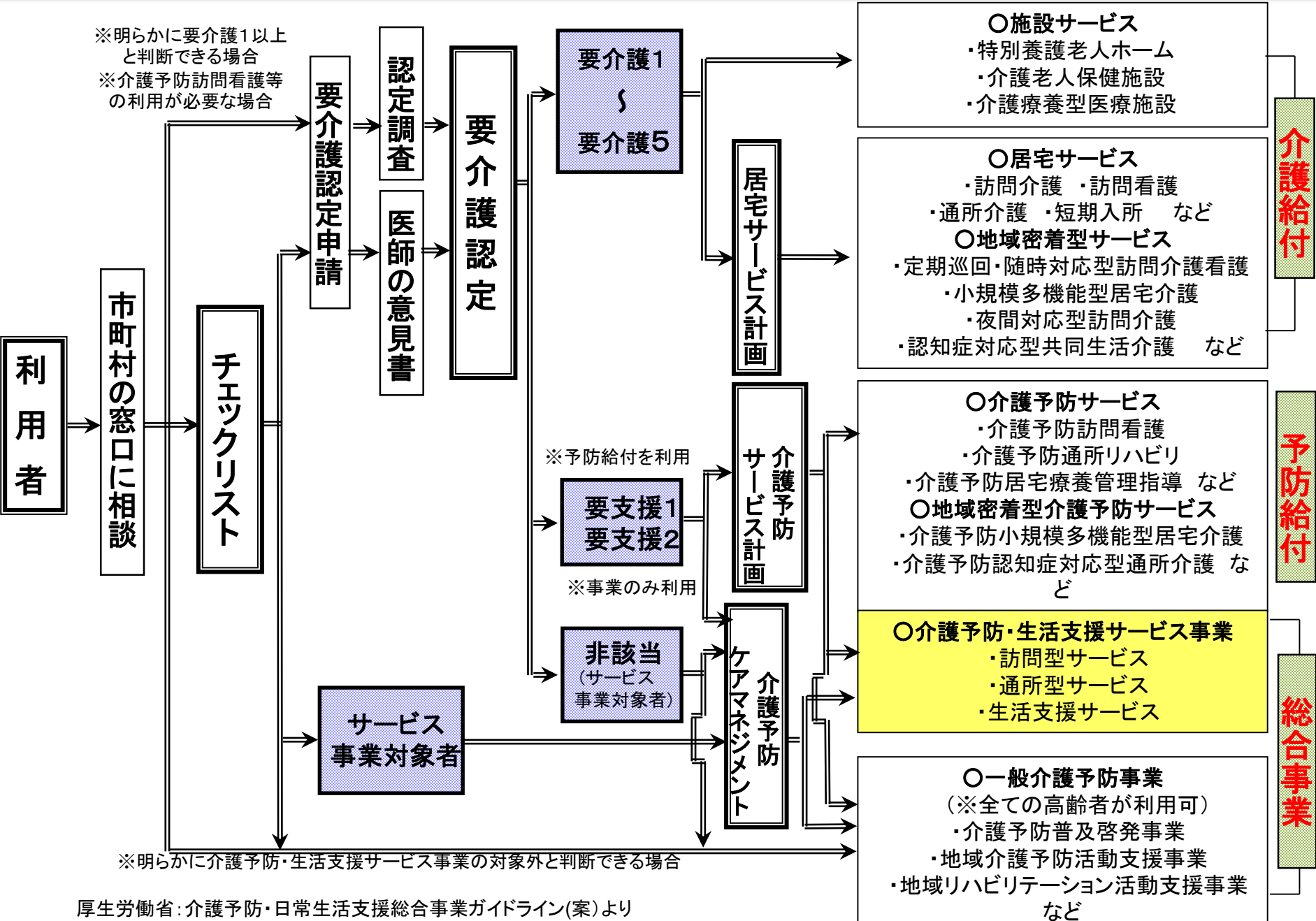
平成29年4月から
介護予防・日常生活支援
総合事業に移ります

新総合事業の対象者

- ① 要支援認定を受けたもの
(※要支援1・2)

- ② 基本チェックリスト該当者
(※事業対象者)

【参考】介護サービスの利用の手続き



厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)より

基本チェックリスト 項目

記入日：平成 年 月 日 ()

①No1～20の20項目の内
10項目以上に該当

②No6～10の5項目の内
3項目以上に該当

③No11～12の2項目の
すべてに該当

④No13～15の3項目の内
2項目以上に該当

⑤No16に該当

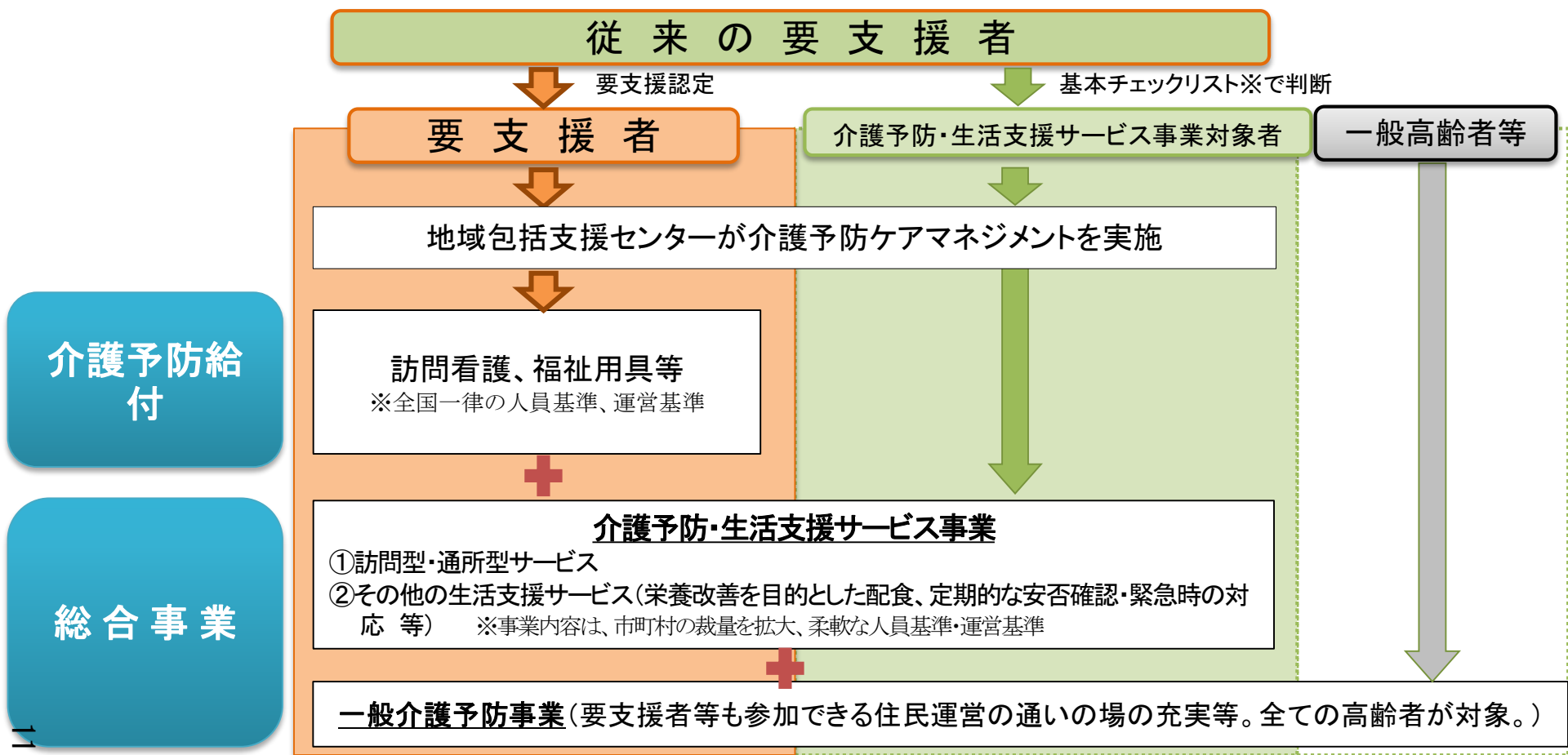
⑥No18～20の3項目の内
いずれか1項目以上に該当

⑦No21～25の5項目の内
2項目以上に該当

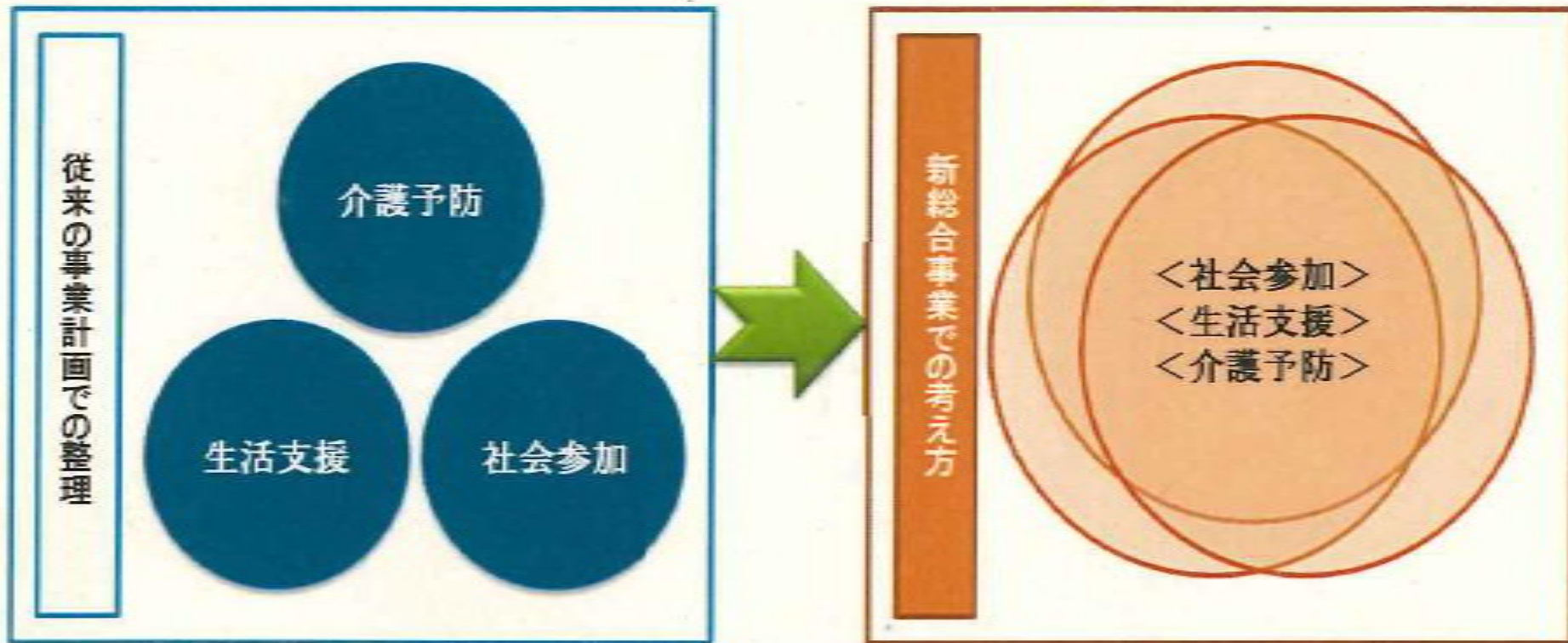
氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防のコンセプトの変換

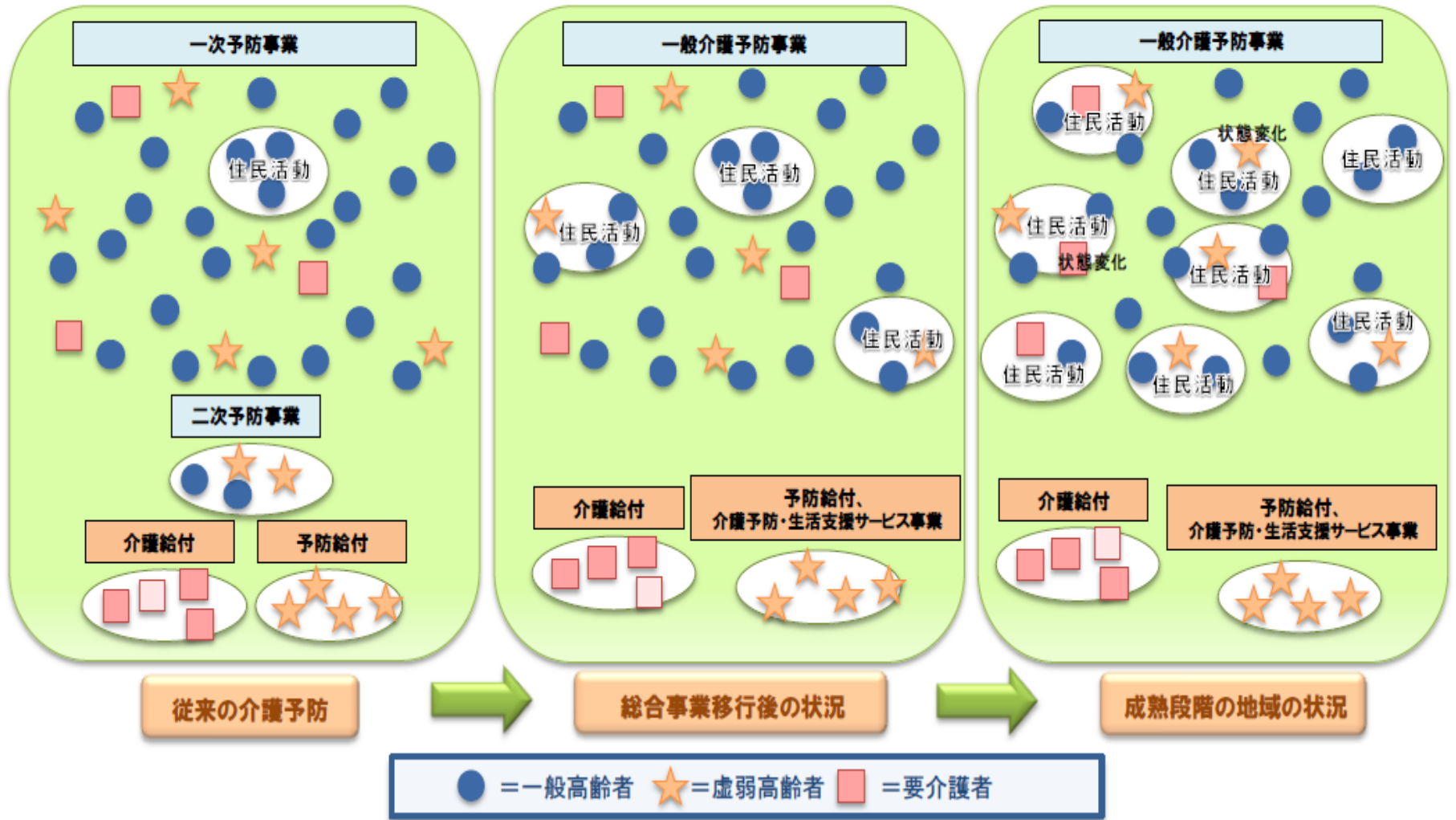


地域づくりの中の介護予防

■ 従来の介護予防では、状態ごとに事業が組み立てられており、地域住民同士で支え合う地域力を醸成するようなアプローチが不十分であった。

■ 未参加者は多数であるが、比較的元気な高齢者を中心に住民主体の小規模な活動(体操教室やサロンなどの居場所)が徐々に形成される。

■ 住民主体の活動が増加。地域住民同士で支え合う地域力が育まれ、年齢や心身の状況等によらず、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現



一般介護予防事業の取り組み

いきいき百歳体操

(住民主体の通いの場)

今年度より開始しています

今後の目標

- H27 12か所
(すでに決定)
- H28 42か所
- H29 72か所
- H30 100か所



丹波市の高齢者の1割(約2千人)が参加することを目指します。
いきいき百歳体操から地域の見守り活動、ちょっとしたお手伝い
などの支え合いのしくみづくりへ

生活支援サービス体制整備事業(H28～)

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進し、互助を基本とした生活支援のサービスが創出されるための取り組み

(内容)

生活支援・介護予防サービス等に係る

- ・地域資源および地域ニーズの把握
- ・地域資源の開発
- ・関係機関等のネットワークの構築
- ・ニーズと取り組みの調整(マッチング)



生活支援コーディネーターの設置

事業を円滑に推進するためのコーディネーター



		現行の通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	一般介護予防事業
1	内容	通所介護と同様のサービス	短時間デイ ※時間指定なし 必須:いきいき百歳体操 閉じこもり、認知症予防を目的とし、生きがいつくり、社会交流に資するレクリエーションや趣味活動、体操などの様々な活動を事業所施設内等で行う	身近な場所で体操や社会交流を目的として自主的な活動を行う(週1回) 必須:いきいき百歳体操 その他レクリエーションや趣味活動等	いきいき百歳体操
2	対象者	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者が中心 一般高齢者も可	誰でも可
3	対象者の考え 目安	・すでにサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース (認知症自立度Ⅱa以上) ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース (3ヵ月後に見直し、上限6ヵ月まで) ・医療依存度の高い人(透析、インスリン治療、難病、脳血管疾患、在宅酸素、精神的不安定等継続的観察の必要な人) ・入浴、食事、排泄に介助が必要なケース ・集中的に生活機能向上トレーニングを行うことで改善が見込まれるケース(可能な時点で住民主体の支援に移行)	・認知症自立度Ⅱa未満の方 ・専門職による対応が必要な方 ※一定のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援に移行していく	住民ボランティアの対応で可能な方	
4	利用見込み数(開始初年度末)	1割(35人)	2割(70人)	3割(100人)	4割(140人)
5	事業の実施方法	事業者指定	事業者指定	その他補助や助成	
6	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(ケアマネジメントA)	ケアプランを作成、モニタリングを実施(ケアマネジメントA)	初回のケアマネジメントのみ(ケアマネジメントC)	
7	市町村の負担方法	利用1回ごとの出来高払いまたは月ごとの包括払い *市は負担金として支払う	利用1回ごとの出来高払いまたは月ごとの包括払い *市は負担金として支払う	家賃、光熱水費、年定額等	
8	基準	国の示す基準(別紙)	国の示す基準(別紙)	個人情報の保護など総合事業を行うに当たって必ず遵守すべき基準	
9	個別サービス計画	作成	必要に応じて作成	任意	
10	単価等	1回あたり単価(現行の10割) 要支援1・事業対象者 月4回限度 要支援2 月8回限度	1回あたり単価(現行の8割) 月4回限度	支援主体が設定	
11	利用者負担	1割 一定以上所得者は2割	1割		
12	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安) 国保連で管理	限度額管理の対象(事業対象者は目安) 国保連で管理	なし	
13	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	事業者に直接支払い	
14	想定されるサービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用されている労働者+ボランティア (通所介護事業者、民間事業者等)	ボランティア主体	自治会等が主体
15	備考		必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮	今後ボランティアの育成が必要	今後自治会等への働きかけを推進

通所型サービス(第一号通所事業)の基準

厚生労働省:介護予防・日常生活支援総合事業
ガイドライン(案)より

		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ・<u>秘密保持等</u> ・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 等 (現行の基準と同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ・<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> ・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ・<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> ・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u>

※ 赤字・下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

厚生労働省：介護予防・日常生活支援
総合事業ガイドライン(案)より

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	<p>○現行と同様、従事者の専従要件を外し、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(破線部分)</p> <p>・管理者※ 常勤・専従1以上</p> <p>・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上</p> <p>・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</p> <p>(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</p> <p>・機能訓練指導員 1以上</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 4人以上</p>	<p>○従事者の専従要件を外し、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(破線部分)</p> <p>・管理者※ 常勤・専従1以上</p> <p>・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上</p> <p>・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</p> <p>(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</p> <p>・機能訓練指導員 1以上</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+必要数(市町村の判断)</p>	<p>○基準の緩和はない。</p> <p>※他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。</p>
設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <p>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>・静養室・相談室・事務室</p> <p>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>・必要なその他の設備・備品</p>		
運営	<p>・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止</p> <p>・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>		
備考		○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。	○要介護者の処遇に影響がない範囲で、事業所のスペースを活用することはできる。

(注)介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

<参考>

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	<p>○現行と同様、従事者の専従要件を外し、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす(破線部分)</p> <p>・管理者※ 常勤・専従1以上</p> <p>・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上</p> <p>・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</p> <p>(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</p> <p>・機能訓練指導員 1以上</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>○従事者の専従要件を外す(破線部分)</p> <p>・管理者※ 専従1以上</p> <p>・従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数</p> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>・従事者 必要数</p>
設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <p>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>・必要なその他の設備・備品</p>	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <p>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</p> <p>・必要な設備・備品</p>	<p>・サービスを提供するために必要な場所</p> <p>・必要な設備・備品</p>
運営	<p>・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意</p> <p>・提供拒否の禁止・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等</u></p> <p>・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 等</p> <p>(現行の基準と同様)</p>	<p>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</p> <p>・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></p> <p>・<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></p> <p>・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u></p>	<p>・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></p> <p>・<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></p> <p>・<u>事故発生時の対応</u></p> <p>・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u></p>

(注)通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一敷地内で行う場合(規模多機能、特養等の空きスペースの活用等)においては、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無し場合)に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能

今後の予定

(H27. 9月時点)

平成27年度

- 9月 事業所説明会
 - ・アンケート実施
- 10～11月 アンケート結果送付
- 1～3月 総合事業サービス類型の決定

平成28年度

- 4月～6月 事業所説明会
 - ・確定事項の説明
 - ・サービス実施意向調査
- 9月～11月 サービス開始に向け「いきいき百歳体操講座」実施
- 1～3月 指定事業者登録のための手続き準備